

プレスリリース

平成14年9月9日  
生産局畜産部

大臣所感「BSE、この一年を振り返って」及び関連資料について

以下の資料を配布します。

- 1 大臣所感「BSE、この一年を振り返って」
- 2 「BSE発生後1年の総括と今後の課題について」
- 3 「BSE発生後1年の総括と今後の課題について<関係資料>」

連絡先

生産局畜産部

BSE特別チーム 田中

03-3502-8111(内4068)

03-3502-3702(直)

畜産企画課 廣岡

03-3502-8111(内3844)

03-3501-3881(直)

「BSE、この一年を振り返って」

平成十四年九月十日

農林水産大臣所感

(はじめに)

昨年九月十日の我が国初のBSE感染牛の発生は、かつてないほど、国民の皆様にご食に対する不安を与えました。

爾来、私は、このBSEとの闘いを、食の安全・安心を確保するための最大の課題と受けとめ、その問題解決に全力を尽くしてきたところがあります。

現在でも、なお、感染源の究明や死亡牛の検査体制の整備などの懸案が残されるとともに、偽装事件の発覚が相次ぐなどの状況にあり、消費者の信頼を回復するため、今後とも緊張感を持って取り組みを続ける覚悟であります。

BSE発生一年を節目として、率直な所感を申し上げたいと思います。

(経緯と現状)

BSEの発生当初、国民の皆様のご牛肉への不安が急速に高まり、加えて、発生後の初期段階における行政対応の混乱により、国民の皆様のご行政不信を招き、牛肉への不安感を加速してしまいました。

私は、この問題への根本的な解決は、BSEに対する正しい知識の普及と消費者の不安を払拭する措置により、まさに地に落ちた行政への信頼を回復することにあると考え、発生後、直ちに、厚生労働省と連携して、

- 一 と畜場におけるBSE全頭検査、特定部位(脳、せき髄、眼、回腸遠位部)の除去により、安全な牛からのものだけがと畜場から出回るシステムの構築
  - 二 感染経路を遮断するため、肉骨粉等について、全ての国からの輸入及び国内における製造・出荷の全面停止措置
- などの対策を講じました。

また、牛肉消費の減退により、その経営に大きな打撃を被っていた畜

産農家及び関係事業者の皆様方に対しては、各般の経営支援対策を講じたところであります。

さらに、BSE感染牛の発生を恐れず畜産経営を営んで頂くため、発生農家への迅速な手当金の支払いやBSE対策酪農互助システムの創設など発生農家・発生地域への支援等を講じました。発生農家の中には、これらを活用して順調に経営再開を図られている方もおられ、大変心強く感じております。

さらに、感染源・感染ルートの解明が不安の解消に必要な不可欠と考え、一頭目の感染牛が確認された直後に調査を指示し、発生農家を起点とする調査と輸入肉骨粉を起点とする調査を実施させてきたところです。今後とも、あらゆる可能性について予断を持たず、徹底した調査を進めてまいりたいと考えております。

最近の牛肉をめぐる状況をみますと、二月に一キログラム三九三円まで低下した牛肉の卸売価格は、直近では一〇六三円（九月九日）となり、焼肉需要（売上高）は、BSE発生前の昨年九月第一週を一〇〇としてみれば、今年八月は一〇六となるなど、当初、急落した牛肉の消費、価格とも回復してきているところであります。

また、四例目、五例目を見ても、発生農家や発生地域に対する風評被害を起こすこともなく冷静な対応がなされ、国民の皆様は、この一年の対策等について一定の御理解を頂いたと認識しています。

今後とも、先般成立した牛海綿状脳症対策特別措置法やこれに基づく基本計画を踏まえ、牛肉のトレーサビリティシステムの構築、死亡牛の全頭検査体制の整備等を進めることとしており、国民の皆様の信頼を回復するため、さらに努力してまいりたいと考えております。

（行政対応の検証と改革方向）

BSE問題については、多くの国民の皆様方から、過去の一連の行政に落度や不備があったのではないかとの御指摘を受けました。私は、当初から、危機管理意識の希薄さや、縦割り行政の弊害等行政上の構造的な欠陥を痛感していたことから、一連の行政対応の問題点を点検・検証

し、あるべき行政のあり方を模索するため、私と厚生労働大臣とで「BSE問題に関する調査検討委員会」を設置しました。本委員会は、外部の目から見た客観的なご議論を頂くために、全て公開の下、膨大な資料を公表してご検討頂くとともに、報告書の作成過程においても委員自ら執筆して頂きました。

この報告書においては、一九九六年の肉骨粉等の使用禁止を行政指導で済ませたことについて「重大な失政」とされたほか、生産者優先・消費者保護軽視という体質、食品の安全性確保のための組織体制や法制度の不備など大変厳しい御指摘を頂いたところであります。

私は、これを厳粛に受け止め、消費者サイドに大きく軸足を移して、これまでの農林水産政策の大胆な見直し・改革を積極果敢に行う観点から、「食」と「農」の再生プラン」を公表し、その具体化に向けて大きく踏み出したところであります。

また、食の安全の基盤を確固たるものにするためには、組織の改革再編が必要不可欠と考え、関係機関にもお願いをして、食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会（仮称）の設置、消費者保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための食品安全基本法（仮称）の制定に向けた取り組みをして頂いているところであります。

農林水産省においても、伝統ある食糧庁組織を廃止し、食料消費行政と食品のリスク管理業務を担う新局（消費・安全局（仮称））の創設を要求するなど抜本的な組織改編に取り組んでいるところであります。

#### （食肉偽装事件等への対応）

本年一月以降、牛肉隔離事業をめぐる偽装事件や食肉表示違反が相次いで発覚し、その中で農畜産業振興事業団や全国食肉団体の不透明な関与も一部みられたところであります。各々の事件に対しましては、きちんとしたケジメを求めるとともに、刑事告発を行うなど、毅然とした対応をしてまいりました。

また、さきの通常国会においてJAS法を改正し、公表の迅速化、罰則の強化の措置を講じるとともに、トレーサビリティシステムの確立に向けての検討を指示いたしました。

しかしながら、その後も食肉の偽装が発覚し、このことが、消費者の信頼をゆるがせ、特に業界や行政に対する不信感をつのらせる結果となつております。

こうした事件の背景を私なりに考えてみますと、近年、消費者の商品知識や、企業をモラルの観点から選別する意識が格段に向上し、食品へのニーズが「量から質」、「健康志向」、「より安全・安心」などに変化したにもかかわらず、業界や行政がこのような変化に対応し切れていないのではないかと云わざるを得ません。

私は、このような事態に対処して一刻も早く関係業界や行政に対する国民の信頼を回復することが急務と考え、偽装事件が続発した要因や背景をえぐり、関係業界や行政の実態や問題点を解明し体質改善方策を示して頂くため、外部の有識者の方々により構成される第三者委員会を早急に設置することとしております。

(おわりに)

以上、BSE発生から一年を振り返り、所感を申し上げますが、今後、我が国は、未だ経験したことのない少子高齢化社会を迎える中で、世代交代、家族構成の変化等の食料消費をめぐる環境の変化が進んでおり、消費者ニーズは、より安全で安心な食料を求めて、選択性や自立性を強めていくものと思われまます。

私は、このようなニーズの変化に的確に対応するため、新たに動き始めた『食』と『農』の再生プラン』に関して、その地歩を一步一步固め、未来に向け、さらにこれを大きな流れとしていきたいと考えております。関係各位の御協力と御理解を心からお願い申し上げます次第であります。

## BSE発生後1年の総括と今後の課題について

### 1. BSEの発生状況(すべてホルスタイン種の経産牛)

- (1) 13年9月10日:千葉県白井市、8年3月26日生まれ  
〔BSE陽性を確認〕 発生時飼養頭数46頭(うち疑似患畜44頭)
- (2) 13年11月21日:北海道猿払村、8年4月4日生まれ  
〔患畜として確認〕 発生時飼養頭数82頭(うち疑似患畜62頭)
- (3) 13年12月2日:群馬県宮城村、8年3月26日生まれ  
〔患畜として確認〕 発生時飼養頭数68頭(うち疑似患畜56頭)
- (4) 14年5月13日:北海道音別町、8年3月23日生まれ  
〔患畜として確認〕 発生時飼養頭数56頭(うち疑似患畜44頭)
- (5) 14年8月23日:神奈川県伊勢原市、7年12月5日生まれ  
〔患畜として確認〕 発生時飼養頭数47頭(うち疑似患畜37頭)

### 2. 安全・安心の確保に向けた取組

- (1) と畜場におけるBSE検査体制の確立  
平成13年10月18日から、と畜されるすべての牛のBSE検査及び特定部位の除去(脳、せき髄、眼、回腸遠位部)の体制が確立
- (2) BSEの感染経路の遮断  
肉骨粉等の飼料・肥料としてのすべての国からの輸入、国内における製造・出荷を一時全面停止

### 3. 平成13年度及び14年度のおもなBSE関連対策

平成13年度BSE関連対策（予算）	1,993億円
同上（実績）	1,478億円
-----	
平成14年度BSE関連対策（予算）	2,067億円

#### BSE関連対策の項目

- (1) 我が国におけるBSE清浄化の推進
  - サーベイランスの実施
  - トレーサビリティシステムの確立
  
- (2) BSEに関する知識の普及、安全性のPR
  
- (3) 食肉処理・流通体制の整備
  - BSE新検査体制に対応した食肉処理体制の整備
  - BSE隔離開始前の国産牛肉の市場隔離の牛肉の焼却処分
  
- (4) 農家経営等の安定
  - 農家経営対策
    - 牛肉の調整保管
    - 肉用牛肥育経営への緊急支援（BSEマル緊、マル緊）
    - 子牛生産拡大奨励
    - 廃用牛の流通円滑化
    - BSE発生農家等への支援
  
  - 農家、食肉販売業者等に対する緊急融資
    - 大家畜経営
    - 食肉・畜産副産物処理販売経営
  
- (5) 畜産副産物等の適正処理の推進
  - 肉骨粉の処理等の推進
    - 肉骨粉の焼却
    - レンダでの施設整備
  - 死亡牛の適切な検査・処理の推進
  
- (6) その他（肉用子牛生産者補給金制度）

#### 4．感染経路の究明

##### (1) 調査のポイント

発生農家を起点とし、すべての飼料等について肉骨粉の混入とその供給源を追跡するための川下からの調査

輸入肉骨粉等を起点とし、輸入から生産農家に至る流通過程等を究明するための川上からの調査

##### (2) 現時点における調査の概要

感染源・感染経路の調査については、これまでに、

98年6月以前にイタリアから日本へ輸出された肉骨粉は、加熱処理が不十分であった可能性を否定できないこと、

関係する配合飼料工場の一部に、牛用飼料への肉骨粉の混入の可能性を否定できない工場があること、

5月までに確認された4例に共通して給与されていた飼料に、同一の工場で生産された代用乳があり、その原料としてオランダ産の動物性油脂が使用されていたこと、

等が判明。

##### (3) 今後とも、専門家の意見を伺いつつ、徹底した調査を実施

#### 5．牛肉の消費・価格の回復状況

- ・ 牛肉の卸売価格（省令価格、東京大阪加重平均）は、2月に393円/kgまで低下したが、直近では1,063円/kg（9月9日）
- ・ 焼肉需要（売上高）は、全国焼肉協会によれば13年9月第1週を100として、直近は106（8月）
- ・ 4例目、5例目のBSE患畜の確認後も牛肉の取引や価格に影響なし

#### 6．牛海綿状脳症対策特別措置法（7月4日施行）

##### (1) 目的

BSEの発生予防、まん延防止のための特別措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。

## (2) 法律に基づく主な措置

### 基本計画

農林水産省と厚生労働省は、BSEの患畜が確認された場合において講ずべき措置等を定めた基本計画(計画期間5年)を策定(7月30日)。

### 死亡牛の検査

24か月齢以上の死亡牛の届出を義務付けるとともに、これらのBSE検査を原則として平成15年度から実施。

地理的条件等により検査を行うことが困難であるとして農林水産省令で定める場合は適用の例外とするが、基本計画により16年3月末までに体制整備に努めることとされた。

## 7. 食の安全と安心の確保のための行政組織の改革再編

### (1) 食品安全委員会(仮称)の設置等

「BSE問題に関する調査検討委員会」の報告書の提言を受けて、「食品安全行政に関する関係閣僚会議」において「今後の食品安全行政のあり方について」(6月11日)がとりまとめられ、食品の安全に関するリスク評価を行う「食品安全委員会(仮称)」の設置並びに包括的な食品の安全性を確保するための食品安全基本法(仮称)の制定を決定。

### (2) 農林水産省におけるリスク管理部門の分離・強化

「食」と「農」の再生プランに基づき、食の安全・安心を確保する組織の確立を図るための組織の改革再編を行うこととされたとともに、関係閣僚会議とりまとめに即しリスク管理部門を産業振興部門から分離・強化するため、食料消費行政と食品のリスク管理業務を担う新局(消費・安全局(仮称))の設置を要求。

## 8. 牛肉偽装事件等への対応

### (1) BSE検査開始前の国産牛肉の市場隔離及び隔離牛肉の焼却処分のため実施された事業をめぐり、本年1月、雪印食品による偽装が発覚。2月8日より全ロット検品を開始。4月25日には全箱検品へ移行。その後、6月に日本食品による、8月に日本ハムの子会社日本フードによる偽装がそれぞれ発覚。日本ハムは、偽装を隠蔽するため焼却処分していたことが判明。

- ( 2 ) 偽装事件の関係各社に対しては、事実関係の徹底究明や責任者の厳正な処分、再発防止策が確立され周知徹底されるまでの間の牛肉関係営業の自粛等を要請した一方、詐欺罪での刑事告発をしたところ（日本フードについては、可及的速やかにすべく捜査当局と調整中）。
- ( 3 ) また、スターゼン(株)や全農チキンフーズ(株)などによる食品の不正表示事件が相次いだこと等を踏まえ、JAS法が改正され、公表の迅速化、罰則の強化の措置が講じられころ。

## 9 . 今後の課題

- ( 1 ) 「食」と「農」の再生プランに即し、消費者サイドに大きく軸足を移した農林水産行政への改革の具体化、食の安全と安心の確保のための行政組織の改革再編と関係法令の整備
- ( 2 ) BSEについては、牛海綿状脳症対策特別措置法を踏まえ、BSEの感染源・感染経路の究明、死亡牛の検査を行うための体制整備、牛肉のトレーサビリティシステムの確立等を推進
- ( 3 ) 牛肉偽装事件が相次いだことを踏まえ、消費者の視点に立って、食肉業界・行政の体質改善を図るため、第三者委員会を設置し検討（9月中に立ち上げ予定）

# B S E 発生後 1 年の総括と今後の課題について

## < 関係資料 >

1	B S E の発生経緯について	1
2	価格の状況	2
3	需給の状況	4
4	関連事業者への支援の状況	8
5	畜産農家への支援の状況	9
6	廃用牛の流通の状況	12
7	個体識別にかかる状況	13
8	肉骨粉処理の状況	14
9	農場段階における B S E サーベイランスの実施状況	15
10	B S E の感染源及び感染経路の調査の進捗状況	16
11	保管事業・処分事業及び偽装事件の状況	17
12	牛海綿状脳症対策特別措置法について	18
13	食の安全と安心の確保のための行政組織の改革再編	21
	[参考 1] B S E 関連対策について	23
	[参考 2] B S E 関連対策事業（平成 1 3 年度実績及び 1 4 年度予算額）	24

平成 1 4 年 9 月 1 0 日  
農 林 水 産 省 生 産 局

## 1 BSEの発生の経緯について

### (1) 発生の経緯

平成13年9月10日、千葉県下の酪農家で飼養されていた牛にBSE感染を示唆する結果が得られ、この牛の材料を英国獣医研究所に送付、検査の結果を受け9月21日にBSE陽性と確定。

昨年10月18日より実施していると畜場におけるBSE検査により、これまで4頭の乳牛にBSE感染が認められ、現在までBSEが確認された牛は計5頭。

これまでの5例は、いずれもホルスタイン種の経産牛で、生年月日は平成7年12月～平成8年4月（と畜時で65～80か月齢）。

### (2) 経営継続の状況について

これまで3戸の農家が経営を継続。

	農家所在地 経営形態 発生日	畜種 生年月日 (月齢)	発生時飼養頭数	経営の状況
			うち疑似患畜	
1例目	千葉県白井市 酪農 13年 9月10日	ホルスタイン種 8年3月26日 (65ヶ月齢)	46頭 ----- 44頭	・これまでに40頭導入 ・現在、生産は発生前の水準に回復。
2例目	北海道猿払村 酪農 13年11月21日	ホルスタイン種 8年 4月 4日 (67ヶ月齢)	82頭 ----- 62頭	・発生農場の経営を中止し、東藻琴村の酪農家に就業。
3例目	群馬県宮城村 酪農 13年12月 2日	ホルスタイン種 8年 3月26日 (68ヶ月齢)	68頭 ----- 56頭	・2月から、計画的な導入を開始。 ・これまでに27頭の搾乳を開始。
4例目	北海道音別町 酪農 14年 5月13日	ホルスタイン種 8年 3月23日 (73ヶ月齢)	56頭 ----- 44頭	・これまでに48頭導入。 ・これまでに16頭の搾乳を開始。
5例目	神奈川県 伊勢原市 酪農 14年 8月23日	ホルスタイン種 7年12月 5日 (80ヶ月齢)	47頭 ----- 37頭	経営再建の検討中

: BSE陽性を確認

## 2 価格の状況

### (1) 牛肉の卸売価格

牛肉の卸売価格（東京市場）は、昨年9月以降牛肉消費の減少から低下して推移してきたが、3月中旬以降回復傾向にある。  
5月下旬以降、消費が十分に回復していない中で、低需要期に入り弱含みで推移したものの、7月上旬以降は堅調に推移している。

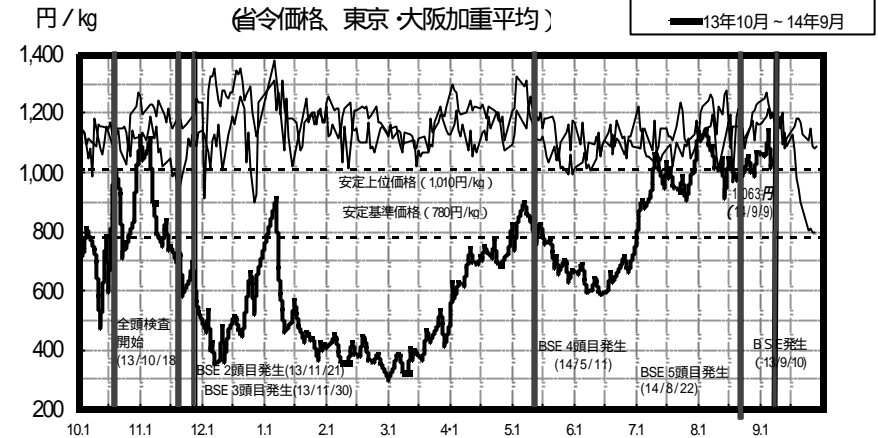
### (2) 肉用子牛価格（黒毛和種）

肉用子牛価格は、枝肉価格の低下に伴い保証基準価格（304千円）を下回る水準まで低下したが、BSE マル緊及び通常マル緊による補てん金の交付が行われたこと等から1月以降回復傾向にある。

その後も、3月中旬以降の枝肉価格の回復に伴い、肉用子牛価格についても回復傾向で推移している。

### 牛枝肉卸売価格の推移

(省令価格、東京・大阪加重平均)

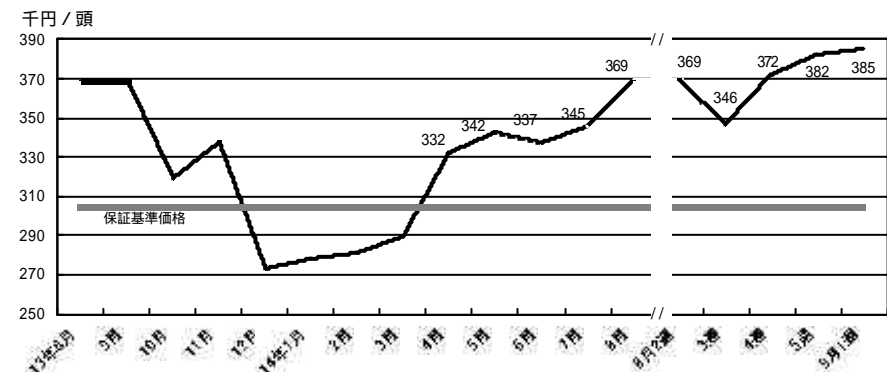


資料：「畜産物市況速報」農林水産省統計情報部

注1：東京大阪食肉市場の生体搬入物の頭数加重平均価格である。

注2：土・日曜日、祝日の価格を除く。

### 肉用子牛価格 (黒毛和種) の推移



資料：農畜産業振興事業団「全国の肉用子牛取引情報」、市場聞き取り

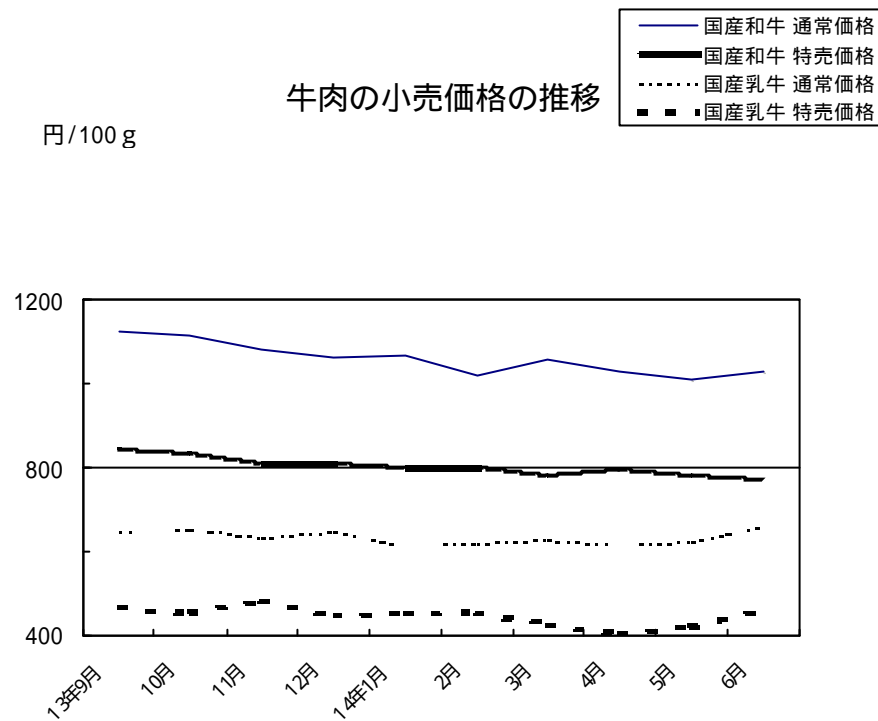
### (3) 牛肉の小売価格

通常価格及び特売価格ともに低下傾向から横ばいに推移。

特売は、BSE発生後、卸売価格の低下に応じて、タイムサービスや土・日曜日の実施を中心として行われ、販売に占める量はかなり増大。

牛肉の小売価格の推移

円/100g



資料：農畜産業振興事業団調べ

### 3 需給の状況

#### (1) 生産量

国内生産量は、13年4～8月は前年同期をわずかに下回って推移した。BSE発生以降、出荷自粛等もあり、前年同期を大幅に下回って推移したものの、14年1月以降増加に転じ、前年同月を上回って推移している。(前年同期比：13年9月～14年3月 15.0%、14年4月+17.4%、5月+11.6%、6月+1.9%)

#### (2) 輸入量

輸入量は、13年4～8月は前年度の輸入増が大きかったこともあり、前年同期をかなり下回って推移した。BSE発生以降、10月は前年同月をかなり上回ったが、11月以降、前年同期を大幅に下回って推移している。(前年同期比：13年9月～14年3月 25.2%、14年4月 38.8%、5月 38.8%、6月 40.8%)

#### (3) 消費量

消費量を推定出回り量で見ると、平成13年4～8月は前年同期並みで推移した。9月のBSE発生以降、10月には前年同月の約5割の水準まで低下したものの、11月以降回復傾向にある。(前年同期比：13年9月～14年3月 28.0%、14年4月 17.3%、5月 17.5%、6月 23.4%)

#### 牛肉需要の推移

(部分肉ベース, 単位: 千トン, %)

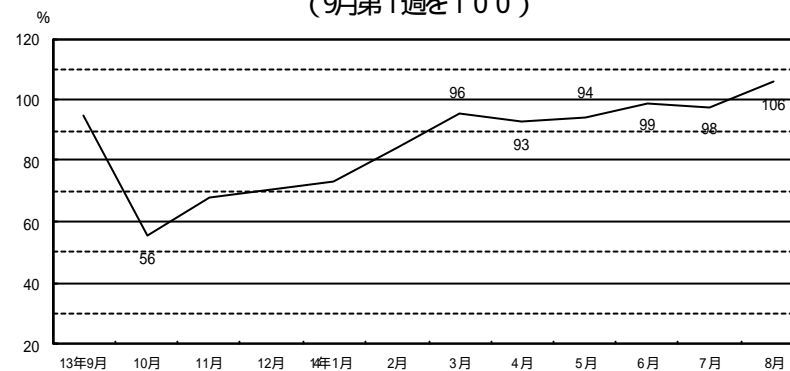
年月	生産量		輸入量		消費量	
		前年比		前年比		前年比
13年						
4～8月	144	97.7	297	91.8	456	100.7
9月	24	81.4	59	90.0	78	86.6
10月	12	37.7	62	109.9	45	51.8
11月	30	84.0	47	72.2	68	68.6
12月	29	75.4	42	69.7	69	63.8
14年						
1月	28	105.7	28	57.9	60	73.5
2月	29	106.1	30	63.4	60	78.4
3月	33	115.9	41	58.7	77	83.3
9～3月	185	85.0	311	74.8	457	72.0
4月	35	117.4	34	61.2	76	82.7
5月	32	111.6	38	61.2	73	82.5
6月	27	101.9	40	59.2	69	76.6

資料：「畜産物流通統計」、「日本貿易統計」

#### (4) 焼肉店の売上額の動向

焼肉店の売上額の動向についても、昨年9月第1週を100とすると、10月下旬には56まで落ち込んだものが、本年2月以降回復傾向は強まり、夏場に入りほぼ昨年9月の水準にまで回復。

### 焼肉店における売上額の動向 (9月第1週を100)



資料：全国焼肉協会(102店舗におけるカード決済による売上額)

(5) 学校給食における牛肉使用自粛市町村・学校数の状況

学校給食における牛肉の取り扱いについて

牛肉の消費回復のためには、学校給食の果たす役割が重要であり、文部科学省とも連携して学校給食における牛肉使用自粛の解除に向けた取組を推進。

具体的には、各農政局等の担当者があらゆる機会を捉えてBSE対策等について説明するとともに、3月からは副大臣・政務官が各都道府県知事を訪問して、自粛解除について要請。

また、文部科学省からも都道府県教育委員会を通じて自粛解除について指導していただいているところ。

これらの取組の結果、安全な牛肉のみが流通するシステムが構築されたことへの理解も進み、昨年10月時点では約6割に上っていた牛肉使用自粛市町村・学校の割合が、9月6日現在、1割未満に低下。

注) 9月6日時点で牛肉使用の自粛を3割以上の都県。

ア 市町村数ベース

埼玉県(32%)、東京都(50%)、神奈川県(66%)、徳島県(39%)

(4都県)

イ 学校数ベース

福島県(30%)、埼玉県(36%)、東京都(37%)

(3都県)

自粛市町村数・自粛割合 平成14年9月6日現在

地域	自粛市町村数	全市町村数	自粛割合	10/19	12/14	2/15	4/19	5/17	6/14	7/19	9/6
北海道	0	199	0%	41%	3%	1%	0%	0%	0%	0%	0%
東北農政局	47	399	12%	53%	39%	33%	24%	24%	22%	19%	12%
関東農政局	122	725	17%	84%	47%	42%	30%	30%	28%	19%	17%
北陸農政局	25	222	11%	79%	43%	38%	29%	27%	23%	17%	11%
東海農政局	8	256	3%	87%	22%	16%	13%	9%	7%	6%	3%
近畿農政局	8	322	2%	75%	33%	17%	11%	11%	7%	6%	2%
中四国農政局	33	529	6%	55%	25%	17%	12%	10%	9%	9%	6%
九州農政局	3	517	1%	21%	9%	3%	2%	1%	1%	1%	1%
沖縄県	2	52	4%	68%	34%	26%	11%	6%	6%	6%	4%
合計	248	3,221	8%	59%	30%	23%	16%	15%	14%	10%	8%

自粛学校数・自粛割合

地域	自粛学校数	給食実施学校数	自粛割合	10/19	12/14	2/15	4/19	5/17	6/14	7/19	9/6
北海道	0	2,150	0%	39%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
東北農政局	437	3,590	12%	43%	34%	27%	22%	22%	15%	13%	12%
関東農政局	1,588	8,869	18%	83%	47%	37%	28%	26%	24%	20%	18%
北陸農政局	192	1,815	11%	72%	40%	32%	24%	23%	20%	14%	11%
東海農政局	46	2,525	2%	92%	20%	14%	9%	7%	4%	4%	2%
近畿農政局	171	3,530	5%	74%	32%	19%	15%	14%	10%	7%	5%
中四国農政局	132	4,334	3%	40%	15%	10%	7%	6%	6%	5%	3%
九州農政局	41	4,646	1%	18%	6%	3%	2%	1%	1%	1%	1%
沖縄県	25	445	6%	73%	28%	22%	11%	7%	7%	7%	6%
合計	2,632	31,904	8%	56%	28%	20%	15%	14%	12%	10%	8%

資料 北海道庁酪農畜産課、地方農政局畜産課、沖縄総合事務局畜産課

注 データ収集の手法は、都道府県(農政部、教育委員会)からの情報や農政局の調査等によるものであり、全てのデータが同一の手法で集められたものではない。

また、本資料は、牛肉消費回復に向けての取組を行う上での業務参考資料である。

(6) 調整保管

消費者のBSEに対する不安感等による牛肉需要の低迷及び価格の動向を考慮し、下落した牛肉価格の早期回復を図るため、全国連等が国産牛肉を保管する事業（調整保管）。

平成13年10月26日から実施。枝肉卸売価格の回復に伴い、14年7月9日をもって買入れ実施体制を解除（保管継続中）。

買入実績（頭）

実施主体	買入頭数
全農	17,575
全開連	2,650
全畜連	971
全肉連	10,781
八ム組合	7,696
合計	39,673

#### 4 関連事業者への支援の状況（融資の状況）

（１） B S E 関連対策として、厚生労働省及び経済産業省との連携により政府全体として、影響を受けた食肉関連業者に対する資金対策を実施。

平成14年6月末までの貸付実績は、政府全体で5,034件、397億43百万円。

（２） また、B S E 関連資金の円滑な融通に資するため、経済産業省に協議し、中小企業者を対象としたセーフティーネット保証が措置。さらに、農林水産省として当該制度の対象とならない中堅外食事業者について、別途無担保で信用保証が受けられる措置を講じた。

平成14年6月末までの実績は、セーフティーネット保証が5,666件、654億58百万円、中堅外食産業者保証が5件、3億84百万円。

#### B S E 対応資金の実績

	件 数	金 額(百万円)
食肉処理販売等特別資金 (農林水産省関係)	147	1,842
衛生環境激変特別貸付等 (厚生労働省関係)	1,761	11,101
セーフティーネット貸付等 (中小企業庁関係)	3,126	26,800
合 計	5,034	39,743

#### B S E 関係保証の実績

	件 数	金 額(百万円)
セーフティーネット保証 (中小企業庁関係)	5,666	65,458
中堅外食事業者資金融通円滑 化事業(農林水産省関係)	5	384
合 計	5,671	65,842

5 畜産農家への支援の状況

(1) 肥育農家

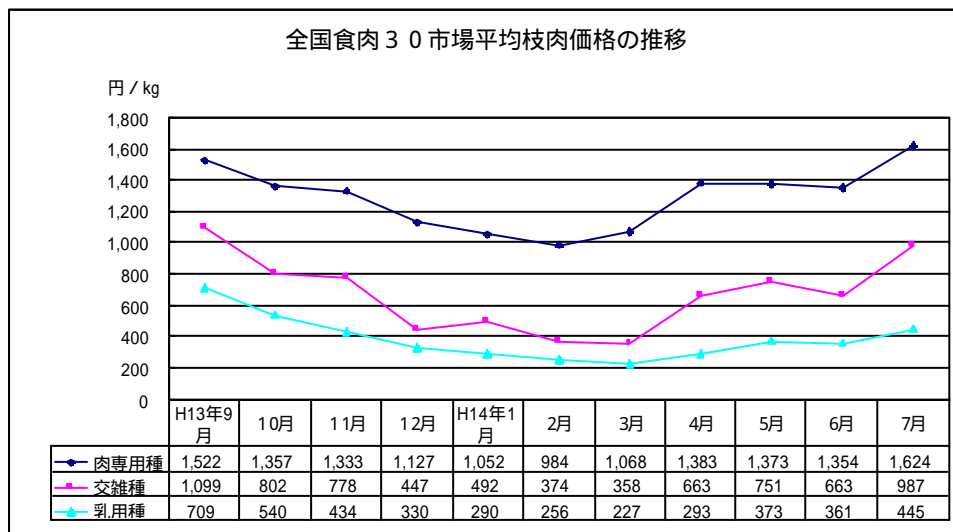
BSEマル緊（BSE対応肉用牛肥育経営特別対策事業）  
 肥育牛1頭当たりの粗収益が、家族労働費を除いた生産費（物財費相当）を下回った場合に、その差額を1月毎に肥育牛生産者に補てん金を交付。

通常マル緊（肉用牛肥育経営安定対策事業）  
 都道府県ごとに肥育牛1頭当たりの推定所得が平均家族労働費を下回った場合に、その水準に応じて1月毎に肥育牛生産者に補てん金を交付。

平成13年度については、3か月ごとに補てん金を交付していたが、平成14年4月より、1月ごとの交付に変更。

牛肉枝肉価格の推移

牛肉の全国30市場の枝肉価格は、昨年9月以降牛肉消費の減少から低下して推移してきたが、乳用種以外は4月以降回復傾向にある。7月に入り、肉専用種は対前年比101%まで、交雑種は86%まで回復している。



(単位：円/頭)

		肉専用種	交雑種	乳用種
H13 9月	BSEマル緊	11,400	-	-
	マル緊	47,300	-	6,600
	計	58,700	-	6,600
10月	BSEマル緊	56,800	45,800	50,300
	マル緊	72,600	34,100	28,300
	計	129,400	79,900	78,600
11月	BSEマル緊	65,400	57,000	96,200
	マル緊	72,600	34,100	28,300
	計	138,000	91,100	124,500
12月	BSEマル緊	155,300	207,800	140,900
	マル緊	72,600	34,100	28,300
	計	227,900	241,900	169,200
H14 1月	BSEマル緊	187,000	179,100	158,800
	マル緊	72,600	34,100	28,300
	計	259,600	213,200	187,100
2月	BSEマル緊	211,700	234,000	177,000
	マル緊	72,600	34,100	28,300
	計	284,300	268,100	205,300
3月	BSEマル緊	169,700	247,300	191,100
	マル緊	72,600	34,100	28,300
	計	242,300	281,400	219,400
4月	BSEマル緊	31,800	129,900	165,700
	マル緊	72,600	34,100	28,300
	計	104,400	164,000	194,000
5月	BSEマル緊	43,200	81,100	136,100
	マル緊	72,600	34,100	28,300
	計	115,800	115,200	164,400
6月	BSEマル緊	51,400	127,500	141,100
	マル緊	72,600	34,100	28,300
	計	124,000	161,600	169,400
7月	BSEマル緊	-	-	104,400
	マル緊	21,100	33,800	28,300
	計	21,100	33,800	132,700

注) 通常マル緊の単価は、国で算定する全国値を採用する都府県の例であり、独自の算定を行う道県の場合は異なります。

(2) 繁殖経営

肉用子牛生産者補給金制度

子牛価格が保証基準価格（黒毛和種30.4万円）を下回った場合に、1月ごと（13年度までは3か月ごと）に補給金を交付（補給金制度に加入していることが条件）。

子牛生産拡大奨励事業

子牛価格が35万円（黒毛和種）を下回った場合に、奨励金を1月ごと（13年度までは3か月ごと）に交付（肉専用種のみ。補給金制度に加入していることが条件）。

○ 肉用子牛生産者補給金及び子牛生産拡大奨励金の発動状況

（単位：千円/頭）

			黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
発動基準価格	補給金		304	280	200
	奨励金		350	320	230
平成13年度	第3四半期	補給金	-	54	78
		奨励金	40	25	19
		合計	40	79	97
	第4四半期	補給金	13	92	135
		奨励金	46	25	19
		合計	59	117	154
平成14年度	4月	補給金	-	24	147
		奨励金	20	25	19
		合計	20	49	166
	5月	補給金	-	2	103
		奨励金	10	25	19
		合計	10	27	122
	6月	補給金	-	7	110
		奨励金	20	25	19
		合計	20	32	129
	7月	補給金	-	14	85
		奨励金	-	25	19
		合計	0	39	104

(3) 融資の状況

BSEの発生により影響を受けた生産者に対し、無担保・無保証人で機関保証を受けることのできるBSE対応資金を措置。

平成14年9月6日現在の貸付実績は、3,727件、475億5千3百万円。

BSE対応資金の貸付状況

資 金	件 数	金 額(百万円)
大家畜経営維持資金 (13年度)	3,713	47,212
うち無担保・無保証人 貸付	3,637	45,025
BSE対応畜産経営安定資金 (14年度)	14	341
うち無担保・無保証人 貸付	14	341
合 計	3,727	47,553

## 6 廃用牛の流通の状況

### (1) 廃用牛の受け入れ及び滞留の状況

廃用牛、特に乳用種の廃用牛については、当初、と畜場の受け入れ拒否及び肉値に対する出荷経費が赤字になる等の理由から農家段階での滞留が生じてきたところ。

これに対し、平成14年2月1日から廃用牛流通緊急推進事業を措置したことにより、3月以降、乳用種廃用牛(乳用めす)のと畜場での受入が全国的に進展し、滞留頭数は大幅に減少している。

### (2) 廃用牛の価格の推移

廃用牛の販売価格についても回復基調にあり、特に枝肉価格については7月時点の対前年同月比で4割～5割程度まで回復してきているところ。

### (3) 廃用牛流通緊急推進事業事業対象頭数

事業対象頭数としては、6月までの累計で約45,000頭が事業の対象となっている(牛乳乳製品課調べ)。

## 乳用種廃用牛の受け入れ状況(都道府県報告)

(単位: 都道府県)

受入状況	2月	7月	都道府県名
受け入れが十分、又は相当程度されている。	11	24	北海道、青森、岩手、宮城、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、山梨、和歌山、大阪、兵庫、鳥取、岡山、徳島、福岡、佐賀、熊本、大分、鹿児島
受け入れはされているが、十分ではない。	11	10	山形、栃木、京都、奈良、島根、広島、愛媛、長崎、宮崎、沖縄
受け入れがなされていない、又はわずかである。	24	12	秋田、福島、群馬、長野、静岡、愛知、三重、岐阜、滋賀、山口、香川、高知

資料: 農林水産省食肉鶏卵課調べ

## 廃用牛の滞留頭数の推移

(単位: 頭)

	14年3月	4月	5月	6月	7月
滞留頭数	48,121	38,370	28,911	19,423	12,215

資料: 農林水産省食肉鶏卵課調べ

## 廃用牛の市場価格の推移

(単位: 円/kg)

		14年3月	4月	5月	6月	7月
枝肉価格	C2	84	183	161	140	214
	C1	68	106	93	102	150

資料: 農林水産省牛乳乳製品課調べ

注: 枝肉価格については中央10市場のC1, C2平均価格

## 7 個体識別（トレーサビリティ）に係る状況

### （1）個体識別耳標の装着

事業が終了した5月31日の段階で、約437万頭（97％）に装着済み。

### （2）生年月日、移動履歴等のデータ入力等

8月16日現在、約413万頭（92％）のデータを全国データベースへ入力済み。

当該データについては、生産者の個人情報の保護にも十分配慮しつつ、インターネット等を通じて一般公開（10月1日予定）。

また、多くの流通業者が実施可能なトレーサビリティシステムをモデル的に実施（10月予定）

### （3）平成15年度予算要求の内容

牛肉の安全・品質に対する信頼を確保するため、牛肉トレーサビリティシステムの確立のための体制を整備するとともに、飼料給与歴等の付加価値情報を消費者に提供するシステムの確立を支援。

### （4）トレーサビリティシステムの制度化に係る法律の検討

牛肉の安全・品質に対する信頼を確保するため、牛の個体識別情報を一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階で当該個体識別情報が正確に記録・伝達されるための法制度を検討。

## 個体識別耳標の装着及びデータの入力状況

区 分	頭 数（％）	摘 要
装着予定頭数	451万頭（100）	5月31日現在 8月16日現在
耳標装着頭数（注）	437万頭（97）	
データ入力頭数	413万頭（92）	

（注）約3％の牛について装着が終了していないが、これは 耳標装着が困難な肥育牛などについては装着を見合わせているケースがある、 個体識別システムへの参加の同意を得られない生産者がいること等によるものである。

## インターネット経由で一般公開される情報

事 項 名
生年月日
性別
品種
母牛の個体識別番号
飼養地
転入・転出年月日
家畜市場名及び取引年月日
と畜場名及びと畜年月日
死亡年月日（へい死の場合）

（注）国内出生牛の場合。飼養地については、生産者の選択により、氏名及び住所開示の場合と都道府県名のみ開示の場合がある。

8 肉骨粉処理の進捗状況

(1) 一般焼却施設の確保に加えてセメント工場での焼却の推進を図っており、6月28日には、焼却量と生産量が均衡に達した。今後は焼却量が生産量を上回り、現在保管されている肉骨粉の在庫も来年の夏頃には解消されるものと見込んでいる。

肉骨粉の処理状況(8月16日現在)

保管数量	122,794 <sup>ト</sup>
焼却済数量	121,415 <sup>ト</sup>
<u>焼却が必要な肉骨粉の1日当たり生産量</u>	<u>900<sup>ト</sup></u>
<u>現在の1日当たりの焼却量</u>	<u>949<sup>ト</sup></u>

(2) 肉骨粉の長期保管による衛生害虫及び悪臭の発生並びに自然発火に対する防止策については、ブロック会議においてレンダリング業者、都道府県に対して指導を実施。

ブロック会議実施状況

〔北海道(6/27) 東北(6/25) 関東(6/12) 東海(6/14)  
近畿(6/19) 中国四国(6/18) 九州(6/13)〕

(参考)

	一般焼却施設	セメント工場	合計
1日当たりの最大焼却量(ト)	650 (環境省調査)	450 (セメント協会調査)	1,100
現在の1日当たりの焼却量(ト)	650	299	949
現状及び見込	焼却の進んでいなかった地域の一般焼却施設の確保のなお一層の調整。環境省とも連携を図り、一般焼却施設の確保に努力。	36工場中34工場申請 34工場中31工場認定 31工場中17工場で本格焼却 3/6高知県 3/11大分県 3/18新潟県、山口県 4/5新潟県 4/10岩手県 4/24青森県 4/25北海道 4/30大分県 5/1福岡県 5/8山口県 5/14山口県 5/31埼玉県 6/3山口県 6/7北海道 6/12福岡県 6/13岩手県	

## 9 農場段階におけるBSEサーベイランスの実施状況

検査対応マニュアルで、農場段階におけるサーベイランスの対象牛及び対象頭数を規定。現在、このマニュアルに沿って検査を実施。

## 牛海綿状脳症 (BSE)サーベイランスの結果について

(2001.10.18 ~ 2002.8.30)

サーベイランス対象牛の マニュアルに基づく分類	検査 頭数	陽性 頭数
(1) 死亡・廃用牛(と畜場への出荷牛を除く。以下同じ。)	805	0
ア 生前に特定臨床症状 <sup>1</sup> 又は中枢神経症状等 <sup>2</sup> を呈した牛。	137	0
イ 24か月齢以上のもので、上記ア以外の死亡牛。	668	0
(2) 中枢神経症状等 <sup>2</sup> を示した牛	125	0
(3) その他 上記(1)及び(2)以外で、家畜防疫員が必要と認めたもの。	1,142	0
合 計	2,072	0

<sup>1</sup> 治療に反応せず「性格の変化」、「音、光、接触等に対する神経過敏」、「頭を低くし柵等に押しつける動作を繰り返す」若しくは「歩様異常又は後軀麻痺」という進行性の臨床症状。

<sup>2</sup> 起立困難、起立不能等の中枢神経症状を示したもの又は原因が特定できないもの。

注 平成13年4月以降、2,404頭を検査し、1頭の陽性牛を摘発。

## BSEエライザ検査体制整備状況

47都道府県 50家畜保健衛生所等

(各都府県1カ所、北海道4カ所)

(平成14年8月19日現在)

10 B S E の感染源及び感染経路の調査の進捗状況

事 項	判明した事項	残されている課題
<p>川下からの調査</p> <p>1 同居牛等</p> <p>2 配合飼料 (1) 肉骨粉 (2) 肉骨粉の由来</p> <p>3 補助飼料</p> <p>4 動物性油脂</p> <p>5 魚粉</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居牛等に B S E の感染なし</li> <li>・原料に肉骨粉の使用はないが、混入の可能性を完全には否定できない工場が判明 ( 4 工場 )</li> <li>・一部 ( 豪州、 N Z 産 ) の原料を除き、全て国産</li> <li>・感染牛に給与された補助飼料に肉骨粉の使用なし</li> <li>・4例に共通する代用乳に B S E 発生国であるオランダ産の原料を使用</li> <li>・オランダ産動物性油脂に牛のたん白質が混入したとの確証はないものの、<u>当該代用乳は4例に共通して給与されていたことから、感染源としての可能性は完全には排除できない</u></li> <li>・帳簿等の調査では肉骨粉の混入は確認できず</li> <li>・PCR法等によりほ乳動物たん白の混入が認められた7工場は、飲食店等の食品残さ等も使用</li> </ul>	<p>5 例目については調査中</p> <p>5 例目については調査中</p> <p>5 例目については調査中</p> <p>5 例目については調査中</p>
<p>川上からの調査</p> <p>1 英国 (1) 肉骨粉の輸入 (2) 骨粉の輸入</p> <p>2 イタリア</p> <p>3 デンマーク</p> <p>4 アジア諸国 (1) 香港 (2) タイ (3) インドネシア (4) フィリピン (5) 中国 (6) 韓国 (7) 台湾</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肉骨粉ではなくフェザーミール等</li> <li>・全て食用で、豚の骨又は高温高圧で処理された骨粉</li> <li>・<u>98年6月以前は3気圧の加熱処理が行われていなかったとの伊政府からの回答</u></li> <li>・98年6月以前の輸入については一部を除きペット・養魚用であることを確認</li> <li>・<u>96年に輸入された肉骨粉(105トン)は養鶏用飼料の原料として使用された可能性が高いが、一部は他に販売された可能性</u></li> <li>・輸入肉骨粉は適正に加熱処理</li> <li>・輸入は99年12月以降</li> <li>・96年3月までは英国からの肉骨粉の輸入は禁止されていなかったこと、肉骨粉の価格、関税、手数料等を考慮すれば当該国を経由した輸入は経済的に成り立たないと考えられること等、蓋然性は小さい</li> </ul>	

## 11 保管事業・処分事業及び偽装事件をめぐる状況

### (1) 事業の実施状況

13年10月18日からBSE全頭検査が始まったことに伴い、国民の不安を念には念を入れて払拭し、牛肉の滞留を解消して円滑な流通を確保するため、10月17日以前にと畜解体された国産牛肉を市場から隔離・保管する「牛肉在庫緊急保管対策事業」を10月26日開始。12,626トン市場から隔離。

12月14日、市場隔離牛肉については、消費者の不安を完全に払拭するため、焼却処分することを決定。12月27日「市場隔離牛肉緊急処分事業」を措置。

7月31日現在、5,894トンについて検品を終了(うち5,886トンは適正。8トンは補助対象から除外)。6月28日現在、4,030トンを焼却。

### (2) 偽装事件の処理経過

14年1月23日、雪印食品による偽装が発覚。2月8日より全ロット検品を開始。4月25日には全箱検品へ移行。その後、6月28日に日本食品による、8月6日に日本ハムの子会社日本フードによる偽装がそれぞれ発覚。日本ハムは、偽装を隠蔽するため焼却処分していたことが判明。

偽装事件の関係各社に対しては、事実関係の徹底究明や責任者の厳正な処分、再発防止策が確立され周知徹底されるまでの間の牛肉関係営業の自粛等を要請した一方、詐欺罪での刑事告発をしたところ。(日ハムについては、可及的速やかにすべく捜査当局と調整中)

以上の事件が相次いだことを踏まえ、消費者の視点に立って食肉の製造・加工・流通販売の問題点を明らかにし、行政の在り方を含めその体質改善を図るため、第三者による検討委員会を設置し検討(9月中に立ち上げ予定)

### 団体別隔離数量(当初)

団体名	隔離数量
全農	2,603トン
全畜連	114トン
全開連	203トン
全酪連	122トン
全肉連	6,170トン
ハム・ソー組合	3,414トン
合計	12,626トン

### これまでの検品の結果

保管対策事業の対象として適正と判定された牛肉は、5,886t、補助対象から除外する牛肉は8t。

期間	適正重量・箱数	補助対象除外重量・箱数
2月8日～ 7月31日	5,886t 400,540箱	8t 813箱

(注)雪印食品279トン、日本食品132トン、日本ハム938トンの事業への申請については、取り下げを指導した。

## 1.2 牛海綿状脳症対策特別措置法（7月4日施行）について

### (1) 目的

BSEの発生予防、まん延防止のための特別措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図ることを目的とする。

### (2) 法律に基づく主な措置

#### 基本計画

農林水産省と厚生労働省は、BSEの患畜が確認された場合において講ずべき措置等を定めた基本計画（計画期間5年）を策定（7月30日）。

#### 死亡牛の検査

農林水産省令で定める月齢（24か月齢）以上の死亡牛の届出を義務付けるとともに、これらのBSE検査を原則として平成15年度から実施。

地理的条件等により検査を行うことが困難であるとして農林水産省令で定める場合は適用の例外とするが、基本計画により16年3月末までに体制整備に努めることとされた。

### (3) 死亡牛検査体制のための平成15年度予算要求の内容

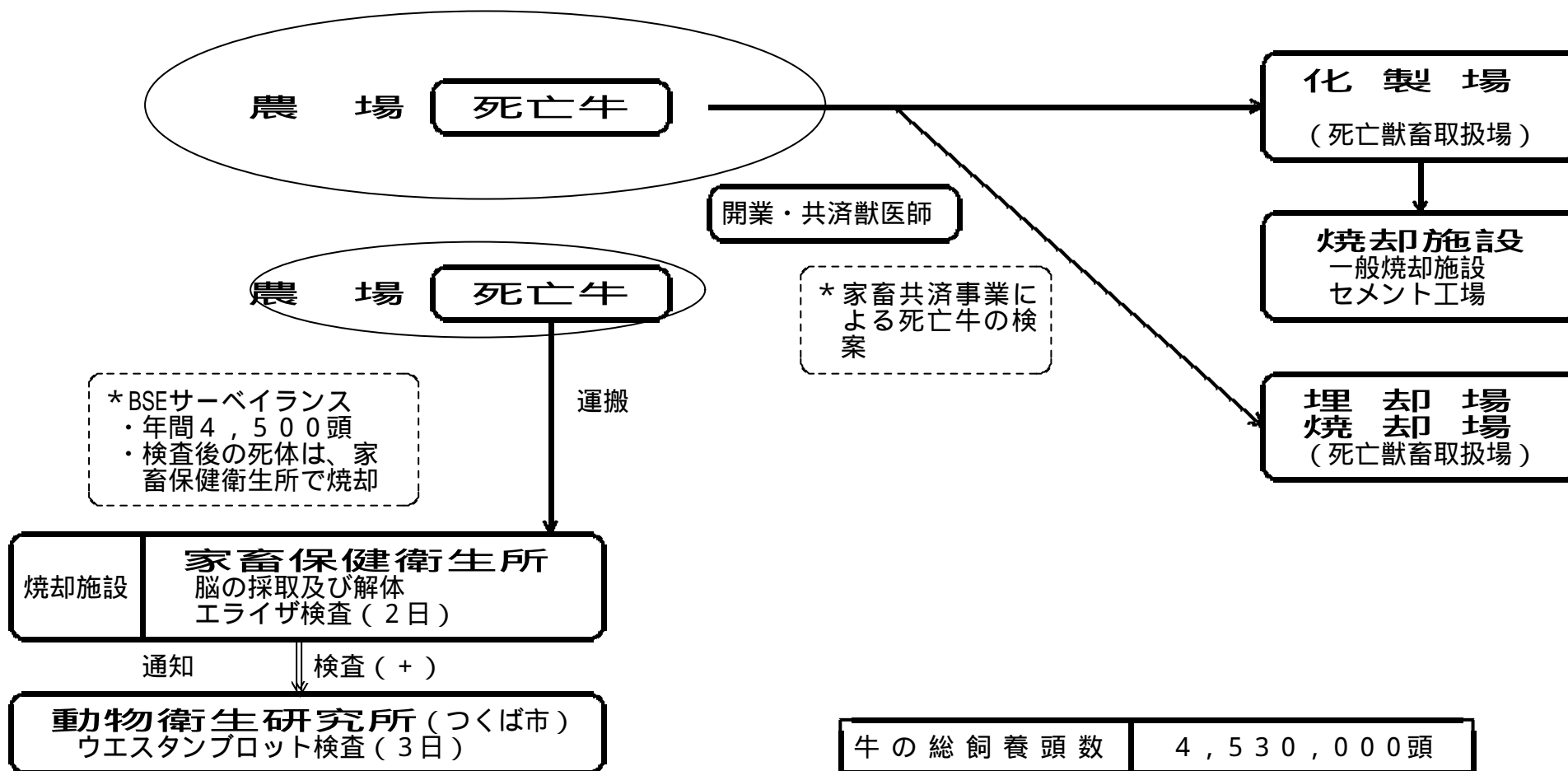
死亡牛全頭（24か月齢以上）のBSE検査に必要な検査材料採取施設、冷蔵保管施設、検査後の死亡牛の焼却施設等の整備等を実施。

また、家畜伝染病予防法に基づき負担する経費のうち、死亡牛のBSE検査に必要な検査キットの購入費等を支援。

## 法律のポイント

事項	内容
国及び都道府県の責務	国及び都道府県は、BSEの発生又はその疑いがある場合、基本計画に基づきBSEのまん延を防止するために必要な措置を講ずる責務を有する。
牛の肉骨粉を原料等とする飼料の使用の禁止等	牛の肉骨粉を原材料とする飼料について、牛への使用禁止並びに牛に使用されるおそれのある飼料の販売等を禁止。
死亡した牛の届出及び検査	省令で定める月齢（24か月齢）以上の死亡牛の届出を義務付けるとともに、省令で定める場合を除き、15年度からこれらのBSE検査を実施。
と畜場におけるBSEに係る検査等	と畜場における牛のBSE検査、特定部位の焼却及び特定部位による食肉の汚染防止を義務付け。
牛に関する情報の記録等	牛への耳標装着と個体情報の提供を義務付けるとともに、情報の記録・管理に必要な体制の整備に必要な措置を講ずる。
生産者等の経営の安定のための措置	BSE発生により経営が不安定になっている牛の生産者、関係事業者等に対し、経営の安定を図るために必要な措置を講ずる。
協力依頼	農水大臣等は国、独立行政法人、地方公共団体等の関係機関に協力を求めることができる。
正しい知識の普及等・調査研究体制の整備等	BSEに関する正しい知識の普及に努め、本法に基づく措置の実施に際し国民の意見の反映に配慮。 BSEに関する調査研究体制の整備等に必要な措置を講ずる。

# 死亡牛の処理・検査体制（現行）

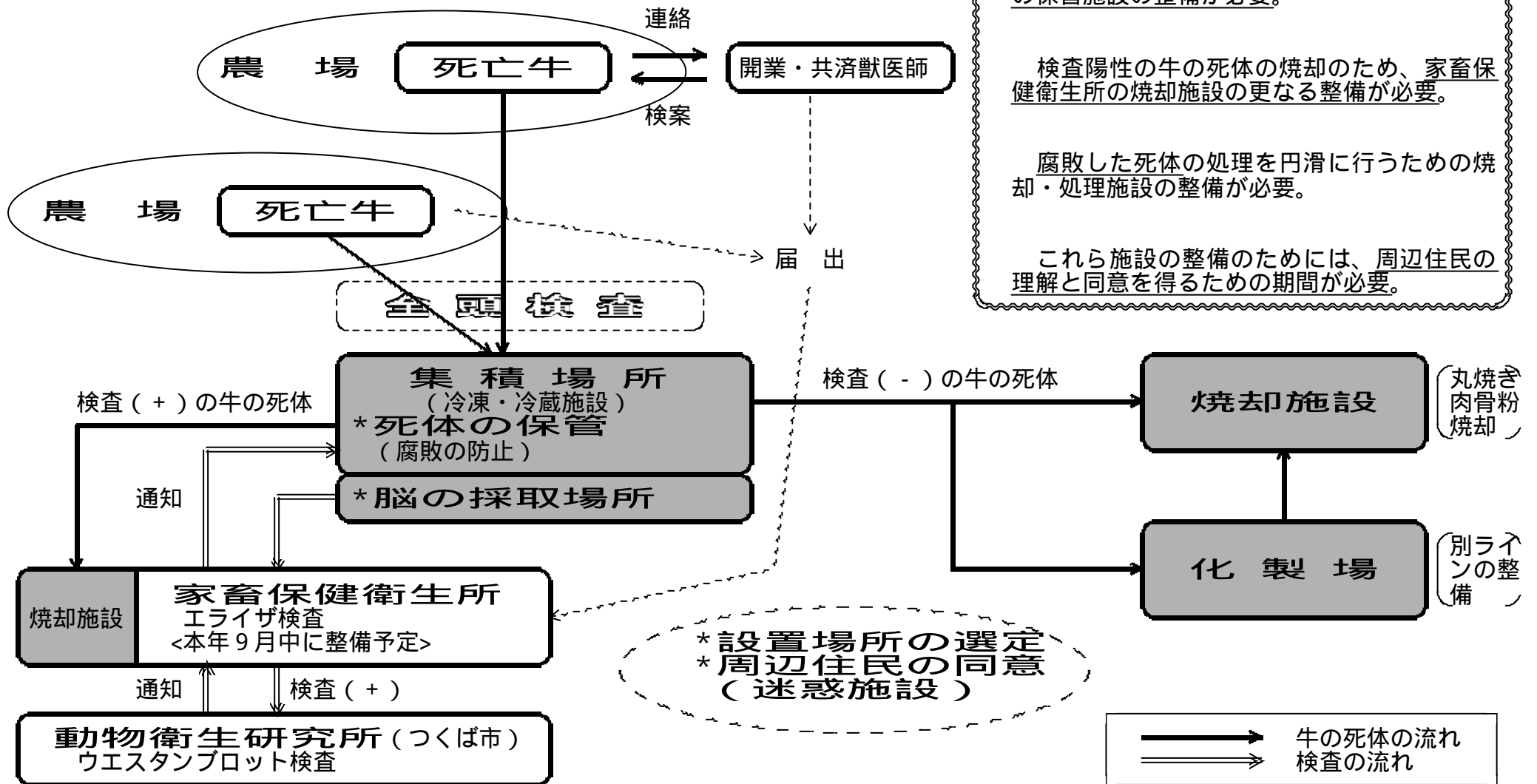


牛の総飼養頭数	4,530,000頭
死亡牛発生頭数(推定)	156,000頭
うち24か月齢未満	80,000頭
うち24か月齢以上	76,000頭

\*注：牛の総飼養頭数は畜産統計（H13.2.1）より

# 死亡牛の処理・検査体制（今後）

- 死亡牛24か月齢以上全頭検査のための新たな仕組み -



注：検査結果を待たずに化製処理・焼却することについては、処理・焼却業者の理解が得られない。

### 13 食の安全と安心の確保のための行政組織の改革再編

#### (1) 食品安全委員会（仮称）の設置

「BSE問題に関する調査検討委員会」（厚生労働大臣及び農林水産大臣の諮問機関）の報告書（平成14年4月2日）の提言を受けて、政府として「食品安全行政に関する関係閣僚会議」を開催し、「今後の食品安全行政のあり方について」（6月11日）をとりまとめ。

このとりまとめにおいて、食品の安全に関するリスク評価を行う「食品安全委員会（仮称）」が新たに内閣府に設置されることとなったほか、包括的な食品の安全を確保するための法律として食品安全基本法（仮称）の制定が決定された。

#### (2) 農林水産省におけるリスク管理部門の分離・強化

農林水産省においては、「食」と「農」の再生プランに基づき、食の安全・安心を確保する組織の確立を図るため、組織の改革再編を行うこととされた。また、前述の関係閣僚会議とりまとめにおいて、組織の再編に際しては、「消費者保護や食品安全性の確保の観点から、リスク管理部門の産業振興部門からの分離・強化を行う」とされた。こうしたことから、食料消費行政と食品のリスク管理業務を担う新局（消費・安全局（仮称））の設置を要求。

今後の食品安全行政のあり方について」抜粋]

（平成14年6月11日、食品安全行政に関する関係閣僚会議）

#### 1. 食品安全委員会（仮称）の設置

消費者の健康保護を最優先に、食品安全委員会にリスク分析手法を導入し、食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会（仮称）を新たに設置する。

また、リスク管理を担当する行政機関についても、リスク管理体制の見直しを図る等所要の措置を講じる。

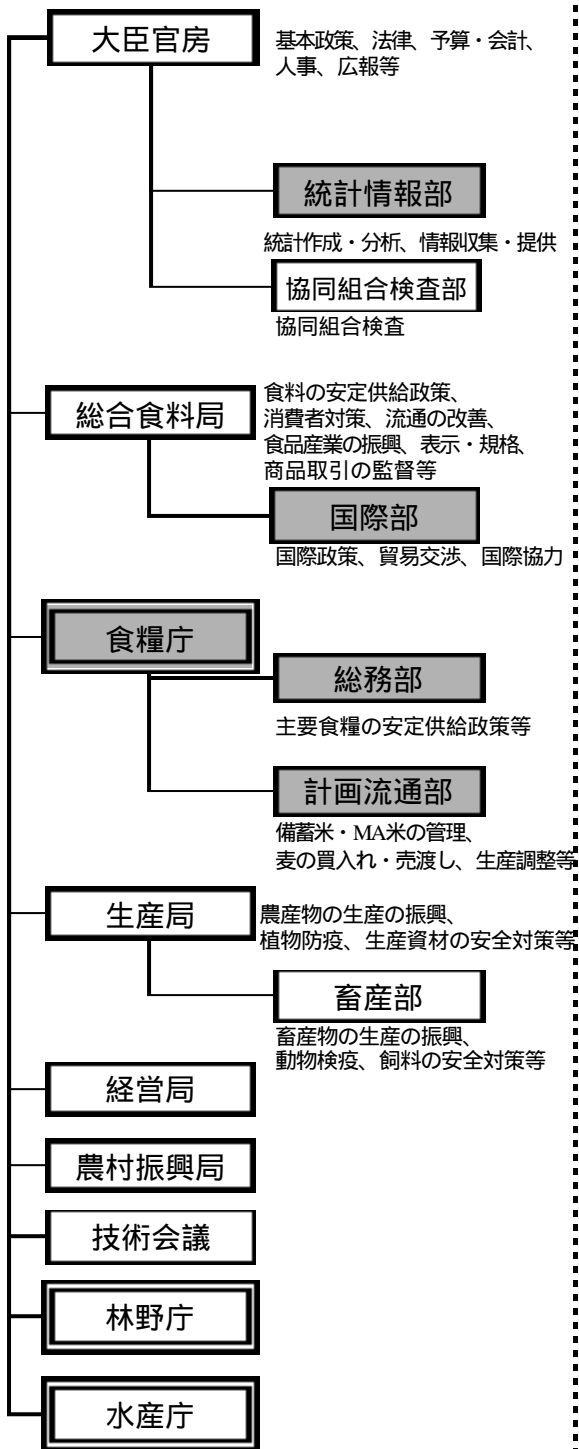
（後略）

#### 2. 食品安全基本法（仮称）の制定

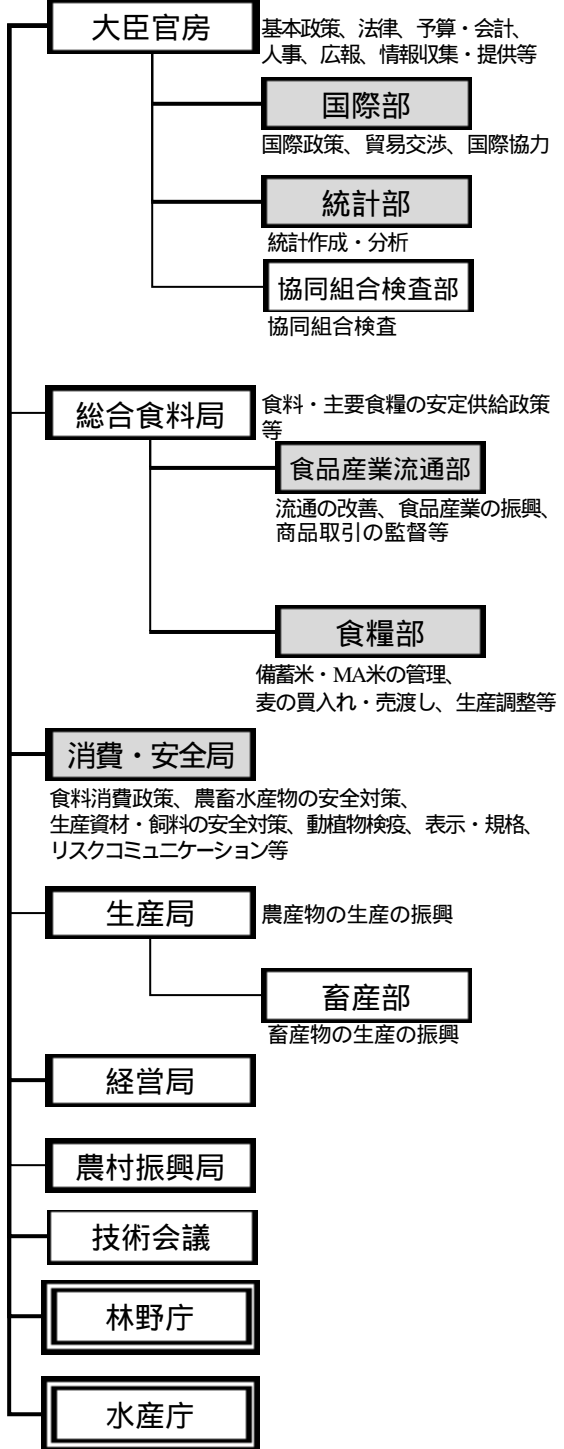
消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律として食品安全基本法（仮称）を制定する。

（後略）

**現行**

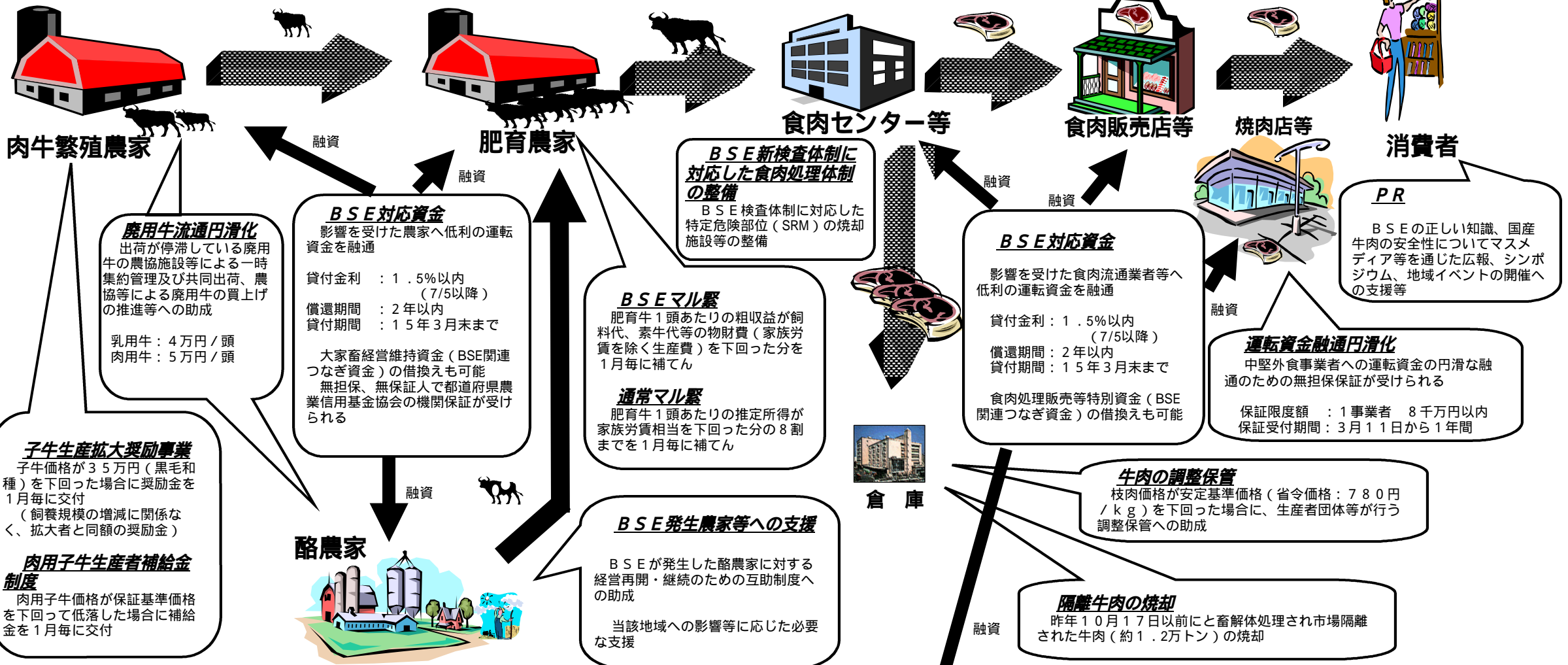


**再編案** 局・部等の名称は仮称である。



# BSE関連対策について

## BSE全頭検査



### BSE監視体制 (サーベイランス) の強化

**家畜保健衛生所** 農場段階において中枢神経症状を示した牛や死亡牛に対するBSE検査体制を強化するため、関連施設を整備

### 死亡牛の適切な検査・処理の推進

**県衛指協等** 死亡牛の円滑な検査・処理のための保管場所の整備、処理経費の一部助成等

### 肉骨粉の適正処分の推進

**レンダリング業者** 取引が困難となった肉骨粉の焼却処理、レンダリング施設の整備等

### トレーサビリティ・システムの確立

家畜個体識別システムを活用し、飼料の給与状況を追跡・確認できる飼養管理情報の管理システム等の整備、と畜場から小売店までの牛肉のトレーサビリティ・システムのモデル的な実施

### 各補助事業の問い合わせ先

- ・農協
- ・県連
- ・都道府県配合飼料価格安定基金協会
- ・金融機関
- ・区市町村
- ・全国連
- ・地方農政局
- ・農畜産業振興事業団

[ 参考 2 ] B S E 関連対策事業(平成 1 3 年度実績及び 1 4 年度予算額)

平成 1 4 年 8 月 3 1 日現在

事業名	13年度予算額 (百万円)	13年度実績額 (百万円)	14年度予算額 (百万円)
1 我が国における B S E の清浄化 ( 1 ) B S E の監視体制(サーベイ ランス)の強化対策	5,168 1,726	5,023 1,580	1,187 222
( 2 ) トレーサビリティ・システムの確立	3,442	3,442	965
2 B S E に関する知識の普及、安 全性の P R	2,155	2,133	3,003
3 食肉処理・流通体制の整備 ( 1 ) B S E 新検査体制に対応した 食肉処理体制の整備	1,707	1,500	801
( 2 ) B S E 検査開始前の国産牛肉 の市場隔離	9,194	8,729	0
( 3 ) ( 2 ) の牛肉の焼却処分	20,137	17,522	0
4 農家経営等の安定 ( 1 ) 農家経営対策 牛肉の調整保管	84,185 16,221	76,746 10,792	136,447 3,822
肉用牛肥育経営への緊急支援 B S E マル緊 マル緊	39,608 25,579 14,029	59,542 46,896 12,647	97,643 67,578 30,065
子牛生産拡大奨励	6,400	3,498	17,805
廃用牛の流通円滑化 (14年度分を含む)	20,085	1,957	16,738
B S E 発生農家等への支援	0	0	439
( 2 ) 農家、食肉販売業者等に対す る緊急融資 大家畜経営	融資枠 52,700	貸付実績 49,054 貸付実績 47,212	融資枠 119,400 融資枠 100,000
食肉・畜産副産物処理販売経営		貸付実績 1,842	融資枠 19,400
5 畜産副産物等の適切処理の推進 ( 1 ) 肉骨粉の処理等の推進 肉骨粉の焼却	35,461 15,419	11,211 9,209	21,004 16,876
レンドでの施設整備	20,043	2,002	4,128
( 2 ) 死亡牛の適切な検査・処理の 推進	2,186	0	1,954
6 その他(肉用子牛生産者補給金制度)	35,373	21,237	41,061
合 計	199,261	147,751	206,690
	融資枠(外数) 52,700	貸付実績(外数) 49,054	融資枠(外数) 119,400